

令和6年度 軽自動車税(種別割)の税率について

軽自動車税(種別割)は、**毎年4月1日現在**で原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を所有している方に課税されます。軽自動車税(種別割)には月割り課税制度がないため、4月2日以降に廃車や譲渡をされた場合でも、年税額が課税され払い戻しはありません。税率(年税額)については、車両の種類や新車新規検査年月によって適用される税率が異なりますので、以下の税率(年税額)表をご確認ください。

○ 原付・二輪車・小型特殊車等

種別		税率 (年税額)	
原動機付 自転車	50 cc以下のもの	2,000 円	
	50 cc超 90 cc以下	2,000 円	
	90 cc超 125 cc以下	2,400 円	
	三輪以上(ミニカー等)	3,700 円	
	特定小型原付	2,000 円	
小型特殊	農耕二輪(農業用トレーラー等)	2,400 円	
	農耕	1,000 cc以下	3,600 円
	四輪	1,000 cc超	4,600 円
	特殊自動車		5,800 円
軽自動車	ポートトレーラー	3,600 円	
	二輪のもの(125 cc超 250 cc以下)	3,600 円	
	二輪の小型自動車(250cc 超)	6,000 円	

○ 軽自動車(三輪及び四輪以上)

種別			令和6年度税率(年税額)		
			最初の新車新規検査年月日(初度検査年月日)		
			平成27年 3月31日以前	平成27年 4月1日以降	重課税率 (13年経過※1)
三輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪	自家用	乗用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		貨物	4,000 円	5,000 円	6,000 円
	営業用	乗用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		貨物	3,000 円	3,800 円	4,500 円

最初の新車新規検査(初めて車両番号の指定があり新規登録時に受ける検査)の年月に応じて税率が異なります。

※1 重課税率は新車新規検査から13年経過した車両が対象となります。
(電気自動車、燃料電池車、天然ガス車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド車を除く。)
令和6年度課税において重課税率が適用される車両は、平成23年3月31日以前に新車新規登録した車両(自動車車検証に記載されている初度検査年月が「平成23年3月」以前)となります。

○ 軽自動車グリーン化特例

平成27年4月1日以降に新車新規登録した車両は新税率が適用となりますが、一定以上の排出ガス性能、燃費性能を有し環境負荷を軽減している車両は、グリーン化特例として軽減税率が適用されます。

令和6年度課税において軽減税率が適用される車両は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に新車新規登録をし、今回初めて課税されるものであって、以下の基準を満たす車両となります。

(※令和6年度の税率にのみ適用)

グリーン化特例 対象軽自動車 ※		種別		軽減税率(年税額)
電気軽自動車 天然ガス 軽自動車	平成30年排出ガス規制適合または 平成21年排出ガス規制適合かつ 平成21年排出ガス基準10%以上低減達成車 【概ね75%軽減】	三輪		1,000 円
		四輪	自家用 乗用	2,700 円
			貨物	1,300 円
		営業用	乗用	1,800 円
貨物	1,000 円			
ガソリン車 ハイブリッド車	営業用乗用車であり 令和12年度燃費基準90%達成かつ 令和2年度燃費基準達成車 【概ね50%軽減】	三輪		2,000 円
		四輪	自家用 乗用	対象外
			貨物	対象外
		営業用	乗用	3,500 円
貨物	対象外			
	営業用乗用車であり 令和12年度燃費基準70%達成かつ 令和2年度燃費基準達成車 【概ね25%軽減】	三輪		3,000 円
		四輪	自家用 乗用	対象外
			貨物	対象外
		営業用	乗用	5,200 円
貨物	対象外			

※電気軽自動車及び天然ガス軽自動車を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は、平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

【お問合せ先】 境町役場税務課 軽自動車税担当 電話：0280-81-1302

軽自動車税(種別割)納税通知書について

■ 納付期限(口座振替日)

令和6年度軽自動車税(種別割)の納期限(口座振替日)は、令和6年5月31日(金)です。

■ 納付方法

・納付書が届いた方

➡役場会計課(庁舎1階)の他、納付書裏面に記載されている各金融機関およびコンビニエンスストア、地方税統一QRコード、スマートフォンアプリで納付できます。詳細は、納付書裏面または別紙「境町では様々な税金の納付方法が選択できます」をご確認の上、納付をお願いします。

・口座振替用通知書が届いた方

➡通知書記載の指定口座から引き落とします。なお、口座振替日当日に入金をしても、引き落としされません。再振替も行わないため、必ず口座振替日前に残高確認をお願いします。

※軽自動車等を所有していないのに納税通知書が届いた方は、名義変更や廃車の手続きが済んでいない可能性があります。
※口座振替の場合、軽自動車等の所有者が死亡された方の名義のままですと、口座から引き落としがされないことがあります。
※境町から転出された場合や、所有者が死亡された場合などは、各届出先において手続きが必要です。

<変更・廃車等 手続き窓口>

車 種	届 出 先
◆境町ナンバー ・原動機付自転車(125cc以下のバイク) ・小型特殊自動車(トラクター・フォークリフト等)	○境町役場税務課 住所: 猿島郡境町 391 番地 1 電話: 0280-81-1302 ○または、転出先の市町村 軽自動車税担当課
◆土浦・つくばナンバー ・軽自動車(三輪・四輪)	○軽自動車検査協会 茨城事務所 土浦支所 住所: つくば市島名字前野 3915 番地 電話: 050-3816-3106 ○または、転出先の住所を管轄する軽自動車検査協会
◆土浦・つくばナンバー ・二輪軽自動車(126~250cc以下のバイク) ・二輪の小型自動車(250cc超のバイク)	○茨城運輸支局土浦自動車検査登録事務所 住所: 土浦市卸町 2 丁目 1 番 3 号 電話: 050-5540-2018 ○または、転出先の住所を管轄する運輸支局

※詳細は、各届出先でご確認ください。

■ 車検用納税証明書について

令和5年1月より、軽JNKS(軽自動車税納付確認システム)が導入されていることから、車検時に納税証明書の提示が原則不要となっています(250cc超のバイクは除く)。そのため、今年度より、口座振替・地方税統一QRコード・スマートフォンアプリで納付した方には、車検用納税証明書の、郵送による送付はいたしませんのでご了承ください。

※車検を受けるためには、これまでどおり軽自動車税の滞納がないことが条件です。

※二輪の小型自動車(250cc超のバイク)につきましては、納税証明書の提示が必要となりますので、口座振替の方は6月中旬頃、地方税統一QRコード・スマートフォンアプリで納付した方には7月上旬頃に順次郵送いたします。

●納税証明書が必要な場合があります●

- 二輪の小型自動車(250cc超のバイク)につきましては、引き続き車検用納税証明書が必要となります。
- 当該納付情報がシステムに反映され、軽自動車検査協会の窓口において確認がとれるまで2週間程度かかる場合がありますので、引落期日直後に車検を受ける場合は、振替記帳済みの通帳をご持参のうえ、税務課窓口で納税証明書の交付を申請してください。
- 車検を第三者(業者等)に依頼する場合は、納税証明書の提出(提示)を求められる場合がありますので、依頼先にご確認ください。
- 令和6年4月2日以降に名義変更等により新たに取得した車両の車検を受ける場合には、納税証明書の提出が必要となる場合があります。

※納税証明書が必要な方は、税務課で発行(無料)いたします。